

障害のある方に関する災害時の対応のあり方について
(報告書)

平成 23 年 11 月

仙台市障害者施策推進協議会 災害時対応作業部会

目 次

1	はじめに	1
2	仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会の議論について	1
3	災害時対応のあり方等について	2
(1)	「防災意識の向上・平時からの備え」について	2
(2)	「障害者の理解促進」について	3
(3)	災害時要援護障害者の把握・災害発生時の安否確認について	4
(4)	在宅要援護者支援について	5
(5)	指定避難所・福祉避難所について	5
(6)	情報発信・移動手段等について	7
(7)	社会福祉施設（障害者関連施設）について	8
(8)	ボランティアについて	9
(9)	心のケアについて	9
(10)	仮設住宅について	10
4	資料	12
(1)	仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会検討経過	12
(2)	仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会委員名簿	13

障害のある方に関する災害時の対応のあり方について

【仙台市障害者施策推進協議会災害時対応部会提言（報告書）】

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、激しい地震と大津波により、広範囲にわたり、たくさんの死傷者を生み、人々の心に大きな傷跡を残しました。

また、家屋等建造物への多大なる被害をはじめ、電気・ガス・水道、交通網といったライフラインや物流が停止し、ガソリン・灯油、食糧品・生活必需品等の不足、長期間にわたる避難生活など、市民生活に甚大な影響を与えました。

今、東日本大震災を教訓に、災害発生時に障害のある方とそのご家族が災害を乗り越えられる環境を整え、次の災害に備えるとともに、その取組み等を全国に発信していく必要があります。

以上のような観点に立ち、仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に設置された災害時対応作業部会（以下「部会」という。）では、障害のある方に関する災害時対応のあり方について議論を重ね、この度、提言として本報告書を取りまとめました。

2 仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会の議論について

部会は、協議会委員4名及び東日本大震災の際に、市内外において障害者の支援などにあたられた外部の方々4名を専門委員として委嘱し、計8名と、オブザーバー1名の計9名により、平成23年8月から11月にかけて4回にわたり開催しました。

部会では、各委員およびオブザーバーから東日本大震災時における市内外での取組み等の報告を行い、そこから見えてきた課題を「防災意識の向上・平時からの備え」、「障害者理解の促進」、「安否確認」、「在宅要援護者」、「指定避難所・福祉避難所」、「情報発信・移動手段等」、「社会福祉施設（障害者関連施設）」、「ボランティア」、「心のケア」、「仮設住宅」の10項目に整理し、それぞれの項目について、自助、共助、公助という取組み主体の観点から、また平時、発災時、発災数日後という時間経過の視点なども加味し、検討を行いました。

以下、項目毎に災害時対応のあり方等について提言します。

3 災害時対応のあり方等について

(1) 「防災意識の向上・平時からの備え」について

【主な議論・意見】

仙台市では、シンポジウムにおいて、民生委員児童委員と障害者が災害に備え意見交換を行ったり、障害者も参加した防災訓練を実施する地区があるなど、災害に備えた取組みがなされてきました。

しかしながら、今回の震災による被害、生活の困難さは想定を超えるものでした。私たちは防災意識を新たにし、今回の経験を踏まえた備えを進めていかななくてはなりません。

災害に備えた備蓄を各自が行うことが大切であり、中でも、今回、電源の確保が問題となりました。人工呼吸器などの使用者にとっては命に直結する問題であり、また、停電は情報入手の困難さを招きました。

乾電池や発電機等の非常用電源まで、各自が検討のうえ、可能な範囲で備えることが必要です。

しかしながら、災害時には、自己の取組みだけでは対応できないことが発生します。また発災直後に公的な支援を受けることはほとんど困難です。

今回の震災時、市内各所で住民相互による支え合いの取組みが展開されました。災害を乗り切るためには、公助の手が届くまで地域により支え合うことが重要です。今回の地域での取組みをより大きなものとし、市内全域に広げていくことが大切です。

また、東日本大震災について、一般に広く知らせ、その記憶を風化させないために映像を残す取組みが進められていますが、障害者の視点に立った映像等についても、残していく必要があります。

【方向性】

各障害者とそのご家族の災害に対する備え(自助)

- ・家具等の転倒防止策など発災時に命を守る対策
- ・食糧、飲料水、日常生活用具や障害特性から必要となる特有の物資等の備蓄
- ・乾電池、発電機等可能な範囲での電源の確保
- ・避難場所や災害時の相談先などの情報収集、災害時要援護者情報登録

地域での支え合い、地域の絆(共助)を強める取組み

- ・障害者や障害者関連施設も参加した地域の防災訓練
- ・地域における要援護者の見守り活動の継続と強化
- ・最も身近な地域団体であり、震災の際に助け合いの大きな柱となった町内会における会員同士の顔の見える関係づくり

行政による自助、共助の取組みの促進

- ・障害者とそのご家族の災害への備えに関する啓発・支援
 - ・町内会活動の促進など地域コミュニティの形成と充実に向けた働きかけ・支援
- 様々な主体による、障害者の視点に立った災害時の記録の保存及び発信

(2)「障害者の理解促進」について

【主な議論・意見】

東日本大震災では、障害者に対する理解の不足から避難所で障害者が心無い対応を受け、心苦しい思いで過ごしていた、避難所にいられず危険な自宅での避難を余儀なくされたなどの事例が報告されました。

障害者の理解を促進するための取組みとして、札幌市では、障害者が講師として小中学校に派遣され、講義を行う事業を実施しており、仙台市では、障害者本人が人々の前で自身の体験を話す取組みが行われています。

また、震災の際に障害者の支援にあたった、市内の障害者自らが運営している団体が、障害者が全国各地に赴き、震災時の体験を話す取組みをはじめようとしています。

堺市の障害者関連施設では、区役所での障害者の作品展、生産商品の販売を行ったり、精神、身体、知的の障害者で構成した組織に民生委員も入ってもらい施設の活動内容を知らせているなどの取組みを行っています。

新潟県での様々な障害のある方々と健常者が集まってひとつの施設で活動することにより自然のうちに相互理解を促進する取組みや、また、北海道では「北海道障がい者条例」を制定し、障害者理解の促進を図っています。

学校教育を通し、小中学生への障害者に関する理解が広がっていますが、一方で、その後、大人になるにつれ、障害者理解が薄らいでいく傾向にあることから、卒業後も障害者への理解が深まる取組みが求められます。

【方向性】

障害者自らによる情報発信の実施と機会の増加

障害者関連施設から地域への積極的な情報発信、町内会等地域活動への参加

障害者と健常者が共に過ごし、お互いを知る機会づくりや環境の整備

・ 障害者や障害者関連施設も参加した避難訓練

避難時、避難所での障害者への適切な配慮の必要性の理解促進

コミュニケーションが生まれ、分け隔てない付き合いが生まれるひとつの契機

(3) 災害時要援護障害者の把握・災害発生時の安否確認について

【主な議論・意見】

震災時、災害時要援護者の登録をされた障害者への行政による安否確認がなされ、また、登録の有無に関わらず、障害福祉サービスを利用されている方への各施設による安否確認、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会など地域の団体による安否確認、当事者団体、支援団体、ボランティアによる安否確認など、様々な主体による安否確認が実施されました。

災害時要援護者の登録者数が400名に満たないという問題があります。情報登録制度を知らない、どうすれば登録できるのかという方々が非常に多い状況となっています。

より多くの方に登録いただくために、制度を広く周知し、積極的に登録を推奨することが大切です。また、障害者やその家族が登録しやすい方法や仕組みを考え、実施していくこと、そして登録することによるメリットを示すことが必要です。当事者団体、支援団体、事業所などからの勧奨活動も効果的と考えます。

難病患者の6割の方は手帳を持っていない状況があり、手帳を持たずに障害福祉サービスを利用されている方もたくさんいます。災害時要援護者への登録について、手帳を取得していることのみを要件とするのではなく、対象者の範囲を拡大することが必要です。

また、個人情報の保護と安否確認のための情報の公開・提供、近隣と交流がない、地域との関係を拒絶したり、孤立している障害者への対応が今回課題となりました。

【方向性】

災害時要援護者の登録者の増加

- ・積極的な周知活動の実施

行政による周知活動の実施

当事者団体、支援団体、事業所などからの勧奨活動

- ・登録しやすい方法や仕組みの検討と実施

民生委員児童委員にのみ提供されている情報の町内会等への提供

災害時要援護者情報登録制度対象者範囲の拡大

- ・手帳のみを要件とせず、災害発生時における安否確認、避難誘導、情報提供等が必要である方が、登録できる仕組みづくり

重層的な取組みによる漏れのない安否確認の実現

- ・民生委員児童委員、町内会が、災害時要援護障害者の情報を共有し安否確認を実施
- ・様々な主体の安否確認の実施

安否確認後、地域の共助で対応できない要援護者を速やかに適切な関係機関へ繋げる仕組みの構築

(課題)

個人情報の保護と災害時要援護者の個人情報の公開

近隣との交流がない、地域との関係を拒絶したり、孤立している障害者の把握と関係づくり

(4) 在宅要援護者支援について

【主な議論・意見】

仙台市地域防災計画では、避難所での避難が難しく、自宅等で生活せざるを得ない在宅要援護者に関し、指定避難所に情報を集約し、指定避難所から支援を実施するよう定めています。民生委員児童委員をはじめ地域の方々が、在宅要援護者へ食糧の配布等支援を実施した地域がある一方、配給食糧は避難所止まりであった地域もありました。

障害者の地域への移行が進む中、今後、在宅で医療的ケアが必要な方が増えることが容易に推測でき、また、ご家族に常時の介護を要する方がおり、出かけられず食糧など必要物資を調達できない事例が今回の震災では報告されています。

【方向性】

要援護者の安否確認からつながる在宅要援護者への支援が、すべての地域で実施される仕組みの再構築

(5) 指定避難所・福祉避難所について

指定避難所について

【主な議論・意見】

震災の際、学校の教室・医務室を開放し、要援護者などの避難スペースとして活用する対応も一部の避難所で行われました。

しかしながら、人がいっぱいに入れない、施設が不便で出てしまう、心無い対応から避難所にいられなくなった、また、初めから集団生活は無理であると判断して避難所に行く発想がなかったなど、今回の震災では、障害のある方の避難所の利用のしづらさが浮き彫りになりました。

指定避難所は、市立の小中高等学校とされており、体育館が活用されました。市立学校のトイレのバリアフリー化はほぼ 100%となっていますが、それは校舎におけるもので、体育館のトイレのバリアフリー化は必ずしも十分でないなど施設面での問題が明らかとなりました。

また、早く来た若い世代が良い場所を占有し、高齢者などが不便な場所にいるという状況がみられたという報告もあり、障害者の避難所利用は難しい状況であったと思われます。

さらに、避難所の運営は地域が主体となることから、地域特性に応じた運営ができる良い面がある一方で、運営面で地域格差が生じました。

今回、女性の着替え室を作った避難所もありました。プライバシーの確保という視点も重要です。また、指定避難所であっても、スペースを区分することにより福祉避難所的な活用も可能となります。

「避難所運営ゲーム避難所 HUG」を行っていたことで、避難所内にトイレへの通路を作るなどの運営をスムーズに行うことができたという報告もあり、平時からの備えの重要性が

再確認されました。

如何にバリアフリー化をしても、スロープで車いすを押すなどの介助の必要性は常に発生します。行政をはじめとした避難所のマンパワー不足が問題となりましたが、障害の特性は様々であり、対応できる専門性を備えた人材の配置も必要であると考えます。

…避難所 HUG は、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものです。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。プレイヤーは、このゲームを通して災害時要援護者への配慮をしながら部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置などの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出しあったり、話し合ったりしながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます。HUG は、H (hinanzyo 避難所) U (unei 運営) G (game ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味です。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けました。(静岡県公式ホームページ「ふじのくに」より引用)

【方向性】

発電機等必要な設備の配備、必要物資の備蓄

バリアフリー化の検討

避難スペース等の見直し

- ・災害時要援護者を優先した避難スペースの区割
- ・つい立てなどの目隠しの使用によるプライバシーの確保
- ・教育活動に支障が生じない範囲での教室の活用など学校施設の活用

全市的な一定の水準が保たれた避難所運営の実現

- ・避難所運営で実施すべき事項を分かりやすくまとめたマニュアル等の整備
- ・訓練等を通じた周知

マンパワーの確保

- ・避難者が避難者を支援する体制づくり
- ・障害者関連施設などの職員や専門性を持ったボランティアが活躍できるしくみづくり
- ・行政職員の配備人員の増加

福祉避難所について

【主な議論・意見】

今回の震災では、40か所の福祉避難所が開設され、延べ288名の方々が避難されました。福祉避難所は、指定避難所からの受入を前提としており、指定避難所での避難生活が困難な方が福祉避難所へ避難します。

震災時、市民からの直接の入所希望が多数寄せられ、説明に時間を要した福祉避難所もあり、福祉避難所に関する市民の理解やルールの明確化が必要です。

支給された食糧を要援護者がそのままでは食べられず、対応に苦慮するなどの状況も発生しました。

指定避難所へ自力で避難できない方は、福祉避難所へつながらないという現在の仕組みは問題があります。福祉避難所を利用すべき人が、直接福祉避難所を利用できる仕組みが必要です。

障害者が対象とされた福祉避難所へ高齢者が入所したなど、高齢者の入所は多かった一方、障害者の利用は少なく、被災障害者への対応が不十分ではないかと思われます。

民生委員児童委員、相談支援事業所など様々な支援者が協力し、福祉避難所からの退所支援にあたり、地域生活への復帰に繋げた例がありました。避難所を単なる一時避難の場としてではなく、地域生活への復帰へ繋げる場ととらえ、入所者が気力・体力を回復し地域に戻ることでできる支援体制を整えることが大切であると考えます。

【方向性】

自家発電機等の設置、災害時対応備品、要援護者に配慮した物資の備蓄
入所の流れの見直し（福祉避難所へ直接避難できる仕組みの構築）
開設箇所数の増、地理的にバランスのとれた配置
施設を持つ専門性を踏まえた入所者の調整
要援護者が地域に戻るための支援体制の整備

（６）情報発信・移動手段等について

情報発信について

【主な議論・意見】

今回の震災では、停電等により、携帯電話、インターネット、テレビなどによる情報の伝達・入手ができなくなりました。

復旧後、駅のエレベーターが使用できない情報を伝えないまま地下鉄の復旧がテレビで伝えられ、障害者が利用できなかつたり、大げさな情報がネットで流れ、電話が殺到し、支援物資の受入に支障をきたした施設があったなど、不十分な情報、不確かな情報が混乱を招きました。

発災時そして長期化する停電の中で、ラジオが有効に機能し、備えとしてのラジオの必要性が認識されました。避難所の掲示板などアナログな伝達手段もまた有効に機能しました。

また、視覚や聴覚などの障害がある方々も容易に情報を入手できるよう、光による気づき、文字化、音声化など様々な伝達手法による情報提供を実施する必要があります。

停電等の解消後、情報の収集・伝達に威力を発揮したのは、インターネットや携帯電話でした。しかし、ネットは匿名性が高いという理由から、誤った情報を短時間で広げる危険性も併せ持っています。ネット上でのデマ・風評を押さえる、公的機関による信用できる情報の発信が必要です。

【方向性】

停電時等情報機器が使用できない場合の情報伝達手法

・町内会の回覧、掲示板や広報車による巡回など様々な手法を駆使した情報の伝達
災害時における光による気づき、文字化、音声化など様々な伝達手法による情報提供
公的機関における信用できる情報の発信

様々なマスメディアと連携した分かりやすい情報の提供

移動手段等について

【主な議論・意見】

災害発生時、各種公共交通機関が不通となり、またガソリン等の枯渇から自動車等の活用ができない状況となりました。

緊急車両については優先給油が行われましたが、それは一部の車両に限られました。

優先給油の決定は宮城県の判断となるものと思われませんが、真に優先給油が必要な方への対象の拡大が必要であると考えます。

【方向性】

優先給油に関するルールづくり

(7) 社会福祉施設（障害者関連施設）について

【主な議論・意見】

震災時、障害者関連施設では、施設利用者・職員の安否確認を行い、様々な困難を抱えながらも、利用者の安全の確保と生活の維持に取り組みました。

その中で、入浴施設の開放など地域での助け合いを展開した施設や障害者の預かりを行った施設など、積極的な被災者支援の展開もなされました。

今回の震災は、広範囲にわたる地域に被害を及ぼしましたが、遠隔地の施設との災害時協定により、物資等の支援がなされた施設もありました。

震災の教訓を踏まえ、充電器、発電機を備え、食糧の備蓄量を1週間に増やすなど災害発生への備えを進めるとともに、災害時における施設の地域での活用等について、地域と話し合っている施設も既にあります。

また、福祉避難所の開設により、マンパワーが足りず、通常提供しているサービスを長期間休止することになり、通所サービス利用者へのサービスの提供ができず、障害者とそのご家族に負担をかけることとなった事例が報告されました。

【方向性】

震災を踏まえた備えの補強(利用者を守る取組みの強化)

- ・ 防災対策マニュアルの整備、見直し
- ・ 発電機等必要設備等の設置、災害時に備えた備蓄
- ・ 遠隔地施設との災害時協定締結等相互の協力・連携
- ・ 事業継続計画(BCP)の策定

災害時の取り組み事項、優先実施事業の取り決め

災害時における施設機能の地域支援への活用(共助の取組み)

(8) ボランティアについて

【主な議論・意見】

仙台市では、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティアの受入窓口となり、学生や社会人など様々な方々がボランティア登録を行い、被災者支援の担い手として活躍されました。

また、日本障害フォーラム(JDF)などの障害者団体、支援団体、法人などによる障害者、障害者関連施設に対する支援が展開されました。ボランティアは、被災者支援の大きな力となっています。

今回の震災では、被災障害者を支援する方々から、被災障害者の情報を把握できず支援にうまくあたれない、団体名も知られておらず、なかなか信頼されないなどの声がきかれ、地元の情報を収集・集約し、ボランティアに提供する仕組みと市内外からのボランティア団体等に関する被災者への周知が必要であり、また、支援する側も地域の特性を踏まえたうえで支援にあたる必要があるとの意見が出されました。

震災の際に、団体の中央組織から支援をしたい旨の連絡があったが、被災している状況では、その申し出に十分対応できなかったという事例も報告されました。

災害発生時の各障害者団体等の中央組織からの被災地区への支援に関し、平時から各団体が全国的な取り決めを行っていることが理想的であるとの意見もだされました。

【方向性】

障害者を支援するボランティアと支援を要する障害者をつなぐ仕組みの構築

全国の団体からの支援を地元の団体とともに、支援を要する障害者へつなぐ仕組みの構築

(9) 心のケアについて

【主な議論・意見】

東日本大震災による地震そして津波による恐怖・強烈な衝撃は、市民の心を深く傷つけました。

半年経ってもニュースを見ると辛くなってテレビを消してしまい夫妻で泣いている、仮設住宅で暮らしている方がもとの家に帰りたくなくて、ふらりと出て行き、迷子になり戻って来られなくなる、それまでスーパーマーケットで普通に買い物をしていた子供たちが、地震が起きた瞬間、悲鳴をあげ、自分がどこにいるか分からなくなって泣き叫んだり、家族に抱きついたり、ひとりで来ている子供がパニックになって騒いで動き回ったりしていたなど、心の傷が癒えるにはかなりの時間を要するものと思われます。

これからはPTSDが増えてくると言われています。長期的支援体制の構築が必要です。

専門職による支援に加え、今回、障害者自身が相談にあたるピアサポート活動やボランティアによる被災者の話し相手になる取組みも展開されています。また、気心が知れた仲間

集まって話すことが気持ちを和らげることから、そういう場を設けているとの報告や津波の被害が大きかった県内沿岸部において、作業所づくりを支援しており、長期にわたる避難生活を送っている障害者とその家族にとって、心のケアとしても日中の居場所があることがとても重要であるとの報告もなされました。相談支援事業所によるピアカウンセリングや知的障害者を対象としたサロン活動、民生委員児童委員協議会による各仮設住宅でのサロン活動が展開されています。また社会福祉協議会では、民生委員児童委員とともに、地域の施設を活用した「みなし仮設住宅」入居者を対象としたサロン活動を12月より開始する予定です。様々な主体が心のケアへの取組みを進めています。

【方向性】

- 長期支援を実施する体制の整備
- 子供から高齢者まで各世代にわたる心のケアの実施
- ピアカウンセリングによる心のケアの実施
- 様々な主体による心のケアへの取組みの実施

(10) 仮設住宅について

【主な議論・意見】

今回の震災では、たくさんの方々が住まいを失い、仮設住宅へ入居されています。

プレハブの仮設住宅は、壁が薄くプライバシーの確保が難しい、夏暑く冬寒い、また、室内に段差があり、トイレや浴室が使いづらく、特に浴室は、車イス使用者やある程度ADLが高く介護度の低い方でもその利用が難しい状況となっています。

車イスを使用される方は、車イス対応の市営住宅などに入居するなどし、仮設住宅への入居を選択するケースは少ないようですが、住宅周辺の歩道等の整備、室内外への手すりの設置、スロープの設置による段差の解消等できる限りの住環境の向上に努める必要があります。

暑い夏が過ぎ、11月に入り寒さが厳しくなっています。窓の2重化、壁の断熱化、風除室の設置などの防寒対策を早急に完了する必要があります。

今回の仮設住宅は、プレハブ工法で規格が決まっており、構造上、改修によるバリアフリー化には限界がありました。

また、仮設住宅での見守り活動がより大切になってきています。現在、NPOなどによる支援がなされていますが、地元地域による見守りも必要と考えます。

冬、寒さから障害者は部屋にこもりがちになり、人との関係が希薄になる状況が懸念されます。仮設住宅入居者による自治会や町内会が組織されるなど、コミュニティの形成が進められていますが、仮設住宅に入居している障害者が孤立しない、させない取組みは重要です。

透析をしている病院が遠くなり、通院に困っている、誰に頼ったらいいか分からないなど居住地が変わったことによる生活の問題が発生しています。

また、仮設扱いの民間賃貸住宅である「みなし仮設住宅」への入居が、仙台市では非常に多くなっています。同一地域で暮らすプレハブ仮設住宅入居者に比べ、みなし仮設住宅入居

者は分散しており、情報が不足し、孤立する恐れがあります。みなし仮設住宅入居者が孤立することないように対応することも大切です。

【方向性】

仮設住宅入居障害者の住環境の整備

次の災害に備えたバリアフリー仮設住宅の必要性についての全国への発信

地域による見守りの強化

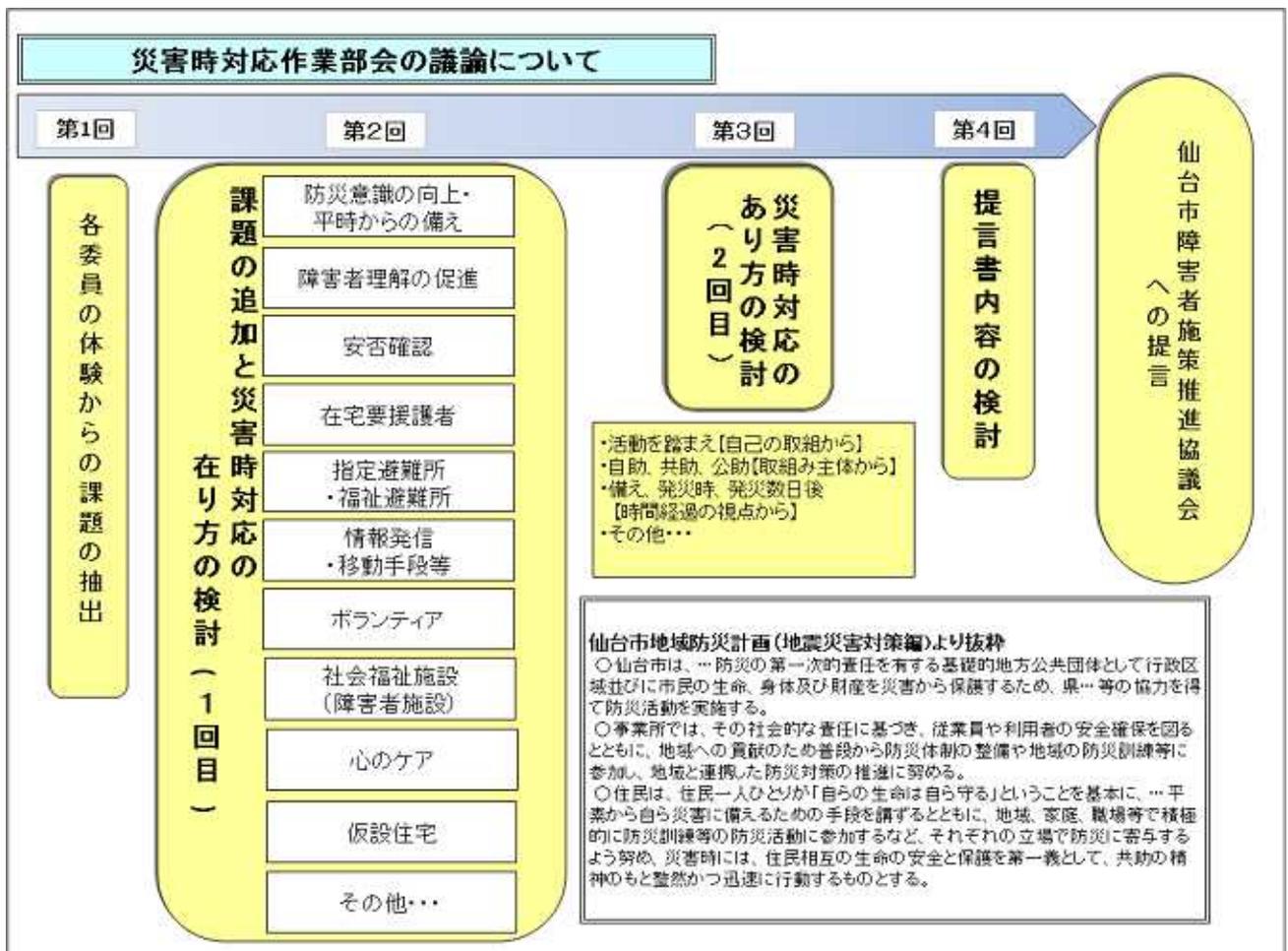
仮設住宅入居障害者への情報提供、相談・支援の実施

みなし仮設住宅入居障害者への情報の提供、相談・支援の実施

4 資料

(1) 仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会検討経過

- 第1回 平成23年8月9日 アバンネット勾当台ビル9階第1会議室
- ・ 災害時対応作業部会の設置及び検討事項、検討の進め方について
 - ・ 仙台市の災害時要援護者対策について
 - ・ 東日本大震災における災害時要援護障害者等への対応状況について
 - ・ 部会各委員からの東日本大震災における報告
- 第2回 平成23年9月8日 アバンネット勾当台ビル9階第2会議室
- ・ 災害時対応のあり方について
- 第3回 平成23年10月12日 仙台市役所本庁舎2階第一委員会室
- ・ 災害時対応のあり方について
- 第4回 平成23年11月9日 仙台市役所本庁舎2階第二委員会室
- ・ 提言書案について



(2) 仙台市障害者施策推進協議会災害時対応作業部会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	白江 浩	NPO 法人宮城県患者・家族団体連絡協議会理事長 (仙台市障害者施策推進協議会委員)
副委員長	伊藤 清市	NPO 法人ゆにふりみやぎ理事長 (仙台市障害者施策推進協議会委員)
委員	株木 孝尚	日本障害フォーラム (JDF) みやぎ支援センター長
委員	斎藤 栄樹	宮城野障害者生活支援センター主任相談員
委員	坂井 伸一	精神障害者を支える地域ネットワーク会議あ・んの会副会長 (仙台市障害者施策推進協議会委員)
委員	鈴木 成貴	宮城野障害者福祉センター 主任支援員
委員	目黒 久美子	宮城県自閉症協会会長 (仙台市障害者施策推進協議会委員)
委員	森 孝義	仙台市民生委員児童委員協議会副会長

平成 23 年 11 月現在 [役職 , 五十音順 ・ 敬称略]

オブザーバー

	氏 名	所 属
第 1 回	西川 茂	日本障害フォーラム (JDF) みやぎ支援センター事務局長
第 2 回	北条 正志	
第 3 回	山本 伸二	
第 4 回	林 守男	

[敬称略]